北海道告示第10602号

北海道が令和７年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和７年４月１日

北海道知事　鈴木　直道

（総務部所管分その１）

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
１　私立高等学校管理運営事業 私立高等学校教育の振興を図るため、私立高等学校の管理運営に要する経費について、予算の範囲内で補助する。	私立学校法（昭和24年法律第270号）第３条に規定する学校法人	高等学校における教育に係る経常的経費（人件費（退職金及び役員報酬を除く。）、教育研究・管理経費、設備関係経費、借入金等利息）	定額	総務第２号様式 総務第６号様式 総務第７号様式 総務第８号様式 総務第19号様式 別に指示する様式	総務第２号様式 総務第17号様式 総務第18号様式 別に指示する様式	提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提 出 先　総務部行政局学事課		
２　私立狭域通信制高等学校管理運営事業 私立狭域通信制高等学校教育の振興を図るため、私立狭域通信制高等学校の管理運営に要する経費について、予算の範囲内で補助する。	私立学校法第３条に規定する学校法人	狭域通信制高等学校における教育に係る経常的経費（人件費（退職金及び役員報酬を除く。）、教育研究・管理経費、設備関係経費、借入金等利息）	定額	総務第２号様式 総務第６号様式 総務第７号様式 総務第８号様式 総務第19号様式 別に指示する様式	総務第２号様式 総務第17号様式 総務第18号様式 別に指示する様式	提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提 出 先　総務部行政局学事課		
３　私立中学校管理運営事業 私立中学校教育の振興を図るため、私立中学校の管理運営に要する経費について、予算の範囲内で補助する。	私立学校法第３条に規定する学校法人	中学校における教育に係る経常的経費（人件費（退職金及び役員報酬を除く。）、教育研究・管理経費、設備関係経費、借入金等利息）	定額	総務第２号様式 総務第６号様式 総務第７号様式 総務第８号様式 総務第19号様式 別に指示する様式	総務第２号様式 総務第17号様式 総務第18号様式 別に指示する様式	提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提 出 先　総務部行政局学事課		
４　私立小学校管理運営事業 私立小学校教育の振興を図るため、私立小学校の管理運営に要する経費について、予算の範囲内で補助する。	私立学校法第３条に規定する学校法人	小学校における教育に係る経常的経費（人件費（退職金及び役員報酬を除く。）、教育研究・管理経費、設備関係経費、借入金等利息）	定額	総務第２号様式 総務第６号様式 総務第７号様式 総務第８号様式 総務第19号様式 別に指示する様式	総務第２号様式 総務第17号様式 総務第18号様式 別に指示する様式	提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提 出 先　総務部行政局学事課		

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
5　私立幼稚園等管理運営事業 　私立幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教育の振興を図るため、私立幼稚園等の管理運営に要する経費について、予算の範囲内で補助する。	私立学校法第３条に規定する学校法人及び学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第６条に規定する学校法人以外の設置者（私立幼稚園に限る。）で私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）附則第２条第５項の適用を受ける者	幼稚園等における教育に係る経常的経費（人件費（退職金及び役員報酬を除く。）、教育研究・管理経費、設備関係経費、借入金等利息）	定額	総務第２号様式 総務第６号様式 総務第７号様式 総務第８号様式 総務第19号様式 別に指示する様式	総務第２号様式 総務第17号様式 総務第18号様式 別に指示する様式	提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提出先　総務部行政局学事課		
6　私立特別支援学校管理運営事業 　私立特別支援学校教育の振興を図るため、私立特別支援学校の管理運営に要する経費について、予算の範囲内で補助する。	私立学校法第３条に規定する学校法人	特別支援学校における教育に係る経費（人件費（退職金及び役員報酬を除く。）、教育研究・管理経費、設備関係経費、借入金等利息）	定額	総務第２号様式 総務第６号様式 総務第７号様式 総務第８号様式 総務第19号様式 別に指示する様式	総務第２号様式 総務第17号様式 総務第18号様式 別に指示する様式	提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提出先　総務部行政局学事課		
7　私立専修学校等管理運営事業 　私立専修学校等の教育の振興を図るため、私立専修学校等の管理運営に要する経費について、予算の範囲内で補助する。	私立学校法第３条に規定する学校法人（同法第152条第５項のの法人を含む。）	私立専修学校（看護師養成を目的とする学校及び学科を除く。）及び外国人子女の教育を行う各種学校における教育に係る経常的経費（人件費（退職金及び役員報酬を除く。）、教育研究・管理経費、設備関係経費、借入金等利息）	定額	総務第２号様式 総務第６号様式 総務第７号様式 総務第８号様式 総務第19号様式 別に指示する様式	総務第２号様式 総務第17号様式 総務第18号様式 別に指示する様式	提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提出先　総務部行政局学事課		
8　私立学校施設耐震診断事業 　児童生徒等の安全な学習環境の整備に資するため、私立学校等の施設の耐震診断を行う学校法人等に対し、その経費の一部について、予算の範囲内で補助する。	私立学校法第３条に規定する学校法人（同法第152条第５項の法人を含む。）	学校法人等が道内に設置する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、専修学校の施設の耐震診断に要する経費で、道が定める国庫等の補助事業について交付決定を受けているもの	３分の１以内ただし、補助金の額は１棟当たり75万円を限度とする。	総務第２号様式 総務第６号様式 総務第７号様式 総務第８号様式 総務第19号様式 別に指示する様式	総務第２号様式 総務第17号様式 総務第18号様式 別に指示する様式	提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提出先　総務部行政局学事課		

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
9　私立学校施設耐震化支援事業 　児童生徒等の安全な学習環境の整備に資するため、私立学校等の施設について耐震補強工事又は耐震改築工事を行う学校法人等に対し、その経費の一部について、予算の範囲内で補助する。	私立学校法第３条に規定する学校法人（同法第152条第５項の法人を含む。）	学校法人等が道内に設置する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、専修学校の施設の耐震補強工事又は耐震改築工事に要する経費で、道が定める国庫等の補助事業について交付決定を受けているもの	６分の１以内 ただし、補助対象経費は補助対象施設１棟当たり、次に定める額を限度とする。 (1)幼稚園 １億円 (2)小学校、中学校、高等学校及び専修学校 ２億円	総務第２号様式 総務第６号様式 総務第７号様式 総務第８号様式 総務第19号様式 別に指示する様式	総務第２号様式 総務第17号様式 総務第18号様式 別に指示する様式	提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提 出 先　総務部行政局学事課		
10　私立高等学校経営安定資金貸付事業 　私立高等学校経営安定資金貸付事業に要する経費について、貸付事業の円滑な遂行を図るため、予算の範囲内で補助する。	公益社団法人北海道私学振興基金協会	同協会が行う経営安定事業に係る経費のうち知事が必要かつ適当と認めるもの	定額	総務第２号様式 総務第６号様式 総務第７号様式 総務第８号様式 総務第19号様式 別に指示する様式	総務第２号様式 総務第17号様式 総務第18号様式 別に指示する様式	提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提 出 先　総務部行政局学事課		
11　北海道私学振興基金協会貸付事業 　北海道私学振興基金協会貸付事業に要する経費について、貸付事業の円滑な遂行を図るため、予算の範囲内で補助する。	公益社団法人北海道私学振興基金協会	同協会が行う施設整備貸付事業に係る経費のうち知事が必要かつ適当と認めるもの	定額	総務第２号様式 総務第６号様式 総務第７号様式 総務第８号様式 総務第19号様式 別に指示する様式	総務第２号様式 総務第17号様式 総務第18号様式 別に指示する様式	提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提 出 先　総務部行政局学事課		

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
12　北海道私立小中学校等経済的支援事業 　北海道内の私立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校（小学部・中学部）（以下「私立小中学校等」という。）を設置している学校法人が、入学後に発生した児童生徒の保護者等の失職、倒産などの家計急変による経済的理由から授業料の納付が困難となった児童生徒（義務教育学校及び児童生徒（義務教育学校及び特別支援学校（小学部・中学部）については、家計急変時に在学する課程を修了していない者）に対して、授業料の減免を行う事業に対し、予算の範囲内で補助する。	私立小中学校等設置者	私立小中学校等設置者が行う、入学後に発生した児童生徒の保護者等の失職、倒産などの家計急変による経済的理由から授業料の納付が困難となった児童生徒に対して実施する、授業料減免事業に要する経費	10分の10以内	総務第２号様式 総務第６号様式 総務第７号様式 総務第８号様式 総務第19号様式 別に指示する様式	総務第２号様式 総務第17号様式 総務第18号様式 別に指示する様式	提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提 出 先　総務部行政局学事課		
13　私立高等学校等生徒奨学事業（事務局費） 　私立高等学校等生徒奨学事業に要する経費について、貸付事業の円滑な遂行を図るため、予算の範囲内で補助する。	公益財団法人北海道高等学校奨学会	同会が行う生徒奨学事業に係る経費のうち知事が必要かつ適当と認めるもの	10分の10以内	総務第２号様式 総務第６号様式 総務第７号様式 総務第８号様式 総務第19号様式 別に指示する様式	総務第２号様式 総務第17号様式 総務第18号様式 別に指示する様式	提出部数　１部 提出期限 令和７年４月４日 提 出 先　総務部行政局学事課		
14　私立高等学校等生徒奨学事業（返還免除費） 　私立高等学校等生徒奨学事業（奨学金）及び私立高等学校等生徒奨学事業（入学資金）（以下「奨学事業」という。）により北海道等から資金を借入れし、当該資金により奨学金及び入学資金（以下「奨学金等」という。）を貸し付けた者の死亡等を理由とした奨学金等の返還の免除をすることにより生じる借入額の返済不足額に対し、奨学事業の運営を円滑化を図るため、予算の範囲内で補助する。	公益社団法人北海道高等学校奨学会	同協会が行う死亡等返還免除による奨学事業の返還金収入の補填に要した借入金の返済に要する経費	定額	総務第２号様式 総務第６号様式 総務第７号様式 総務第８号様式 総務第19号様式 別に指示する様式	総務第２号様式 総務第17号様式 総務第18号様式 別に指示する様式	提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提 出 先　総務部行政局学事課		

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
15　私立高等学校等教職員退職手当給付事業 　退職資金給付事業に対し、教職員退職金の安定的な確保を図るため、予算の範囲内で補助する。	公益社団法人北海道私学退職金社団	同社団が行う退職資金給付事業における積立資金（退職資金給付事業積立資産取得支出）に要する経費	定額 （標準給与総額の1000分の29を限度とする。）	総務第２号様式 総務第６号様式 総務第７号様式 総務第８号様式 総務第19号様式 別に指示する様式	総務第２号様式 総務第17号様式 総務第18号様式 別に指示する様式	提出部数　１部 提出期限 令和８年１月30日 提出先　総務部 行政局 学事課		
16　私立幼稚園教職員退職手当給付事業 　退職資金給付事業に対し、教職員退職金の安定的な確保を図るため、予算の範囲内で補助する。	公益社団法人北海道私立幼稚園協会	同協会が行う退職資金給付事業における積立資金（退職資金給付事業積立資産取得支出）に要する経費 （保育所の業務に従事する者に係る分を除く。）	定額 （標準給与総額の1000分の29を限度とする。）	総務第２号様式 総務第６号様式 総務第７号様式 総務第８号様式 総務第19号様式 別に指示する様式	総務第２号様式 総務第17号様式 総務第18号様式 別に指示する様式	提出部数　１部 提出期限 令和８年１月30日 提出先　総務部 行政局 学事課		
17　私立専修学校等教職員退職手当給付事業 　退職資金給付事業に対し、教職員退職金の安定的な確保を図るため、予算の範囲内で補助する。	公益社団法人北海道私立専修学校各種学校連合会	同連合会が行う退職資金給付事業における積立資金（退職資金給付事業積立資産取得支出）に要する経費	定額 （標準給与総額の1000分の25.66を限度とする。）	総務第２号様式 総務第６号様式 総務第７号様式 総務第８号様式 総務第19号様式 別に指示する様式	総務第２号様式 総務第17号様式 総務第18号様式 別に指示する様式	提出部数　１部 提出期限 令和８年１月30日 提出先　総務部 行政局 学事課		
18　日本私立学校振興・共済事業団年金給付事業 　年金給付事業に対し、加入者の福利厚生の向上と負担軽減を図るため、予算の範囲内で補助する。	日本私立学校振興・共済事業団	同事業団の年金給付事業に要する経費	定額 （標準給与総額の1000分の４を限度とする（大学・短大を除く）。）	総務第２号様式 総務第６号様式 総務第７号様式 総務第８号様式 総務第19号様式 別に指示する様	総務第２号様式 総務第17号様式 総務第18号様式 別に指示する様式	提出部数　１部 提出期限 令和７年６月30日 提出先　総務部 行政局 学事課		
19　北海道私立高等学校等就学支援事業 　高等学校等就学支援金の給付に関する法律（平成22年法律第18号。以下この項において「法」という。）に基づき、私立高等学校等の生徒等に対して、その授業料に充てるために高等学校等就学支援金（以下この項において「就学支援金」という。）を支給することにより、私立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、予算の範囲内で補助する。	私立高等学校等に在学する生徒等のうち、法第６条の規定に基づき、就学支援金の支給を受ける資格を有することについて知事の認定を受けた者	法第６条の規定に基づき支給する就学支援金の額	10分の10以内	総務第２号様式 総務第６号様式 総務第７号様式 総務第８号様式 総務第19号様式 別に指示する様式	総務第２号様式 総務第17号様式 総務第18号様式 別に指示する様式	提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提出先　総務部 行政局 学事課		

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
20　北海道私立高等学校等専攻科修学支援事業 　私立高等学校等専攻科の生徒に対して、その授業料に充てるために支援金を支給することにより、私立高等学校等専攻科における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、予算の範囲内で補助する。	私立高等学校等専攻科に在学する生徒のうち、高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和２年４月１日付文部科学大臣決定）第３条に該当し、知事の認定を受けた者	私立高等学校等専攻科に通う生徒に対する授業料	10分の10以内	総務第２号様式 総務第６号様式 総務第７号様式 総務第８号様式 総務第19号様式 別に指示する様式	総務第２号様式 総務第17号様式 総務第18号様式 別に指示する様式	提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提 出 先　総務部行政局学事課		
21　北海道高等学校等就学支援金事務費補助事業 　私立高等学校等の設置者（以下この項において「学校設置者」という。）が、高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づき、高等学校等就学支援金（以下この項において「就学支援金」という。）に関して行う事務の執行に要する費用に充てることにより、事務の円滑な実施に資することを目的として、予算の範囲内で補助する。	就学支援金に関する事務を行う学校設置者	就学支援金に関する事務の執行に要する経費のうち、次に掲げるものとする。 １　旅費 ２　消耗品費 ３　印刷製本費 ４　通信運搬費 ５　保管料及び手数料 ６　委託料 ７　使用料及び賃借料 ８　その他、就学支援金に関する事務の執行に必要な経費として知事が認める経費	10分の10以内	総務第２号様式 総務第６号様式 総務第７号様式 総務第８号様式 総務第19号様式 別に指示する様式	総務第２号様式 総務第17号様式 総務第18号様式 別に指示する様式	提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提 出 先　総務部行政局学事課		
22　北海道私立高等学校等学び直し支援事業 　高等学校等修学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第２条に規定する高等学校等を中途退学した後再び高等学校等で学び直す者に対して、高等学校等就学支援金の支給期間の経過後も、卒業までの間、継続して学び直し支援金を支給することにより、私立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、予算の範囲内で補助する。	私立高等学校等に在学する生徒等のうち、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年４月１日付け25文科初第1446号通知）第３条に該当し、知事の認定を受けた者	支給対象高等学校等の授業料の月額に相当する額	10分の10以内	総務第２号様式 総務第６号様式 総務第７号様式 総務第８号様式 総務第19号様式 別に指示する様式	総務第２号様式 総務第17号様式 総務第18号様式 別に指示する様式	提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提 出 先　総務部行政局学事課		

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
23　私立学校被災生徒等就学支援事業 　私立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校（全日制課程に限る。）、専修学校又は各種学校を設置している者（以下「私立学校等設置者」という。）が東日本大震災に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所事故による被災地域（以下「原子力災害被災地域」という。）において被災した者のために行う授業料等軽減事業に対し、予算の範囲内で補助する。	私立学校等設置者	私立学校等設置者が行う、原子力災害被害地域において被災したことを起因とする事情により授業料、その他納付金及び入学料の納付が困難となった幼児、児童及び生徒に係る授業料等軽減事業に要する経費	幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校及び専修学校（高等課程） 10分の10以内 専修学校（高等課程以外）及び各種学校 ３分の２以内	総務第２号様式 総務第６号様式 総務第７号様式 総務第８号様式 総務第19号様式 別に指示する様式	総務第２号様式 総務第17号様式 総務第18号様式 別に指示する様式	提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提 出 先　総務部行政局学事課		
24　市立名寄大学整備事業 　地域における高等教育機会の確保や機能の享受など地域の高等教育の振興及び地域生活経済圏域の形成による地域の振興を図るため、予算の範囲内で補助する。	名寄市	名寄市立大学開設に係る経費に対し、名寄市が借入を行った起債の償還に要する経費	定額	総務第２号様式 総務第６号様式 総務第７号様式 総務第８号様式 別に指示する様式	総務第２号様式 総務第17号様式 総務第18号様式 別に指示する様式	提出部数　１部 提出期限 令和７年６月30日 提 出 先　総務部行政局学事課		
25　職業実践専門課程教員研修事業 　私立専修学校教育の振興を図るため、職業実践専門課程教員研修事業の実施に要する経費について、予算の範囲内で補助する。	北海道私立専修学校各種学校教員能力認定委員会	職業実践専門課程教員研修事業の実施に要する経費 １　人件費（賃金を含む。） ２　報償費 ３　旅費 ４　需用費（食糧費を除く。） ５　役務費 ６　使用料及び賃借料	２分の１以内 寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。	総務第２号様式 総務第７号様式 総務第８号様式 総務第19号様式 別に指示する様式	総務第２号様式 総務第18号様式 別に指示する様式	提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提 出 先　総務部行政局学事課		

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
26　私立高等学校等授業料軽減事業 　経済的理由により修学困難な生徒の教育機会の確保と保護者負担の軽減を図るため、道内に私立高等学校(全日制に限る。)、私立特別支援学校の高等部及び私立専修学校高等課程を設置している学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第３条及び第152条第５項に規定する法人をいう。）が行う授業料軽減事業について、予算の範囲内で補助する。	学校法人	私立高等学校、私立特別支援学校の高等部及び私立専修学校高等課程を設置する学校法人が行う授業料軽減事業に要する経費	定額	総務第２号様式 総務第６号様式 総務第７号様式 総務第８号様式 総務第19号様式 別に指示する様式	総務第２号様式 総務第17号様式 総務第18号様式 別に指示する様式	提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提 出 先　総務部行政局学事課		
27　北海道公立大学法人札幌医科大学施設整備等補助金 　北海道公立大学法人札幌医科大学が行う施設整備に係る工事その他の施設整備業務に要した経費に対し、本道の地域医療の確保や道民の健康の維持増進を図ることを目的として、予算の範囲内で補助する。	北海道公立大学法人札幌医科大学	事業の実施に必要な経費であって次に掲げるもの １　空調機等更新工事 (1) 機械装置費 (2) 委託費 ２　外壁改修等工事 (1) 構築物費 (2) 委託費 ３　電力設備等更新工事 (1) 機械装置費 (2) 委託費	10分の10以内	総務第4号様式 総務第6号様式 総務第7号様式 総務第8号様式 総務第19号様式 別に指示する様式	総務第4号様式 総務第17号様式 総務第18号様式	提出部数　１部 提出期限　別途指定する日 提 出 先　総務部行政局法人団体課		
28　北海道公立大学法人札幌医科大学修学支援事業費補助金 　北海道公立大学法人札幌医科大学が、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第８号。以下この項において「法」という。）に基づき、授業料等の減免に要する費用を負担し、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的として、予算の範囲内で補助する。	北海道公立大学法人札幌医科大学	法第８条第１項の規定に基づき減免する授業料及び入学金	10分の10以内	総務第２号様式 総務第６号様式 総務第７号様式 総務第８号様式 総務第19号様式 別に指示する様式	総務第２号様式 総務第17号様式 総務第18号様式 別に指示する様式	提出部数　１部 提出期限　別途指定する日 提 出 先　総務部行政局法人団体課		

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
29　消防団等活性化対策事業 　消防団員の資質の向上と士気の高揚を図るための消防団活性化事業、火災予防思想の普及を図るための民間防火組織の育成強化事業及び消防殉難者遺族の生活の向上と福祉の増進を図るための遺族相互交流事業を実施することにより、非常備分野における本道の消防力の強化と安全な地域づくりに資するため、予算の範囲内で補助する。	公益財団法人 北海道消防協会	消防団活性化事業、民間防火組織育成強化事業及び消防殉難遺族の交流事業に要する次に掲げる経費のうち、知事が必要と認めるもの １　報償費 ２　旅費 ３　需用費 ⑴　消耗品費 ⑵　食糧費 ⑶　光熱水費 ⑷　修繕費 ４　役務費 ⑴　通信運搬費 ⑵　手数料 ⑶　保管料 ⑷　広告料 ５　委託料 ６　使用料及び賃借料 ７　備品購入費 ８　負担金	３分の２以内	総務第２号様式 総務第６号様式 総務第７号様式 総務第８号様式 総務第19号様式 別に指示する様式	総務第２号様式 総務第17号様式 総務第18号様式	提出部数　１部 提出期限 令和７年４月18日 提出先　総務部危機対策局危機対策課		
30　津波避難施設等整備特別対策事業費補助金 　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による被害を軽減するための防災・減災対策を早期かつ着実に進めることを目的とし、予算の範囲内で補助する。	特別強化地域に指定されている39市町	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成16年法律第27号)第12条に規定する市町村が行う津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施する事業に、公共事業等債を充当した後の市町村負担額に係る経費	補助対象経費の３分の２以内の額	総務第２号様式 総務第６号様式 総務第７号様式 総務第８号様式 別に指示する様式	総務第２号様式 総務第17号様式 総務第18号様式 別に指示する様式	提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提出先　総務部危機対策局危機対策課海溝型地震対策室		
31　津波避難施設等整備特別対策起債償還費補助金 　津波避難施設等整備特別対策事業費補助金において交付決定を受けた市町村に対し、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による被害を軽減するための防災・減災対策を早期かつ着実に進めることを目的とし、予算の範囲内で補助する。	特別強化地域に指定されている39市町	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成16年法律第27号)第12条に規定する市町村が行う津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に発行した公共事業等債（補正予算債を含む）の当該償還年度の元利償還金(交付税措置額を除く。）	補助対象経費の２分の１以内の額	総務第２号様式 総務第６号様式 総務第７号様式 総務第８号様式 別に指示する様式	総務第２号様式 総務第17号様式 総務第18号様式 別に指示する様式	提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提出先　総務部危機対策局危機対策課海溝型地震対策室		

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
32　山岳遭難防止対策事業 　山岳遭難防止の啓発及び遭難者の捜索救助体制の確立を図るため、予算の範囲内で補助する。	北海道山岳遭難防止対策協議会	各地方の山岳遭難防止対策協議会が行う山岳遭難防止の啓発のためのパトロール経費及び捜索救助体制確立のための救助経費のうち知事が必要と認める次のもの １　報償費 ２　需用費 ⑴　消耗品費 ⑵　食糧費 ⑶　燃料費 ⑷　修繕費 ３　役務費 ⑴　通信運搬費 ⑵　手数料 ⑶　保険料 ４　使用料 ５　備品購入費 ６　活動負担費	定額	総務第２号様式 総務第６号様式 総務第７号様式 総務第８号様式 総務第19号様式	総務第２号様式 総務第17号様式 総務第18号様式	提出部数　１部 提出期限 　令和７年４月25日 提出先　総務部危機対策局危機対策課		
33　原子力防災対策費補助金 　福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、関係自治体が実施する原子力防災対策事業に対し、その充実、強化を図ることを目的として、予算の範囲内において補助する。	寿都町、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、小樽市、島牧村、黒松内町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町	１　原子力防災対策事業 　広報調査、原子力防災計画策定、原子力防災訓練及び連絡調整に要する次に掲げる経費 報酬、共済費、賃金、報償費、普通旅費、費用弁償、需用費、食糧費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、その他後志総合振興局長が特に必要と認めた経費 ２　緊急時安全対策事業 　防災活動資機材等整備事業及び基金造成事業に要する次に掲げる経費 需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、積立金、公課費、その他後志総合振興局長が特に必要と認めた経費	定額	総務第２号様式 総務第４号様式 （補助対象経費に備品購入費を含む場合に限る。） 総務第５号様式 （補助対象経費に工事請負費を含む場合に限る。） 総務第６号様式 総務第７号様式 総務第８号様式 別に指示する書類	総務第２号様式 総務第４号様式 （補助対象経費に備品購入費を含む場合に限る。） 総務第５号様式 （補助対象経費に工事請負費を含む場合に限る。） 総務第７号様式 総務第17号様式 総務第18号様式 別に指示する書類	提出部数　１部 提出期限　令和７年（2025年）５月31日 提出先　後志総合振興局地域創生部危機対策室	後志総合振興局長	
34　広報・調査等交付金事業 　原子力発電施設等の周辺住民に対する原子力発電に関する知識の普及や周辺住民に及ぼす影響に関する調査等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助する。	市町村	原子力発電施設等の周辺の地域の住民に対する原子力発電に関する知識の普及、原子力発電施設等がこれらの周辺の地域の住民に及ぼす影響に関する調査並びにこれらの施設の設置及び当該設置をした施設がその周辺の地域の住民の生活に及ぼす影響に関して行われる連絡調整に関する業務に要する経費	定額	総務第２号様式 総務第６号様式 総務第７号様式 総務第８号様式 別に指示する書類	総務第２号様式 総務第17号様式 総務第18号様式 別に指示する書類	提出部数　３部 提出期限　別に指示する日 提出先　後志総合振興局地域創生部危機対策室	後志総合振興局長	

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
35　北方領土復帰期成同盟事業 　北方領土早期返還実現の国民世論を喚起高揚するとともに、返還要求運動のより一層の推進を図るため、予算の範囲内で補助する。	公益社団法人北方領土復帰期成同盟	北方領土復帰期成同盟の次に掲げる事業実施に要する経費 （事業） 1　北方領土返還要求運動の推進 2　北方領土問題についての啓発宣伝 3　北方領土返還関係機関団体との連絡調整ならびに援助 4　北方領土問題についての調査研究 5　その他この法人の目的達成のために必要な事業 （経費） 1　給料、職員手当等 2　共済費、退職共済費 3　賃金 4　報償費 5　旅費 6　交際費 7　需用費 8　役務費 9　委託料 10　使用料及び賃借料 11　備品購入費 12　負担金、補助及び交付金 13　公課費 14　その他知事が必要かつ適当と認めるもの	10分の10以内	総務第２号様式 総務第６号様式 総務第７号様式 総務第８号様式 総務第19号様式 別に指示する様式	総務第２号様式 総務第17号様式 総務第18号様式	提出部数　１部 提出期限 　令和７年４月４日 提出先　総務部北方領土対策本部北方領土対策課		
36　北方領土隣接地域振興等事業（北方領土隣接地域振興等補助金） 　北方領土問題及びこれに関連する諸問題の解決の促進を図るため、予算の範囲内で補助する。	北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和57年　法律第85号）第10条第１項に規程する北方領土隣接地域の市若しくは町又は北海道の区域内の公共的団体等	次に掲げる事業に要する経費（市及び町並びに公共的団体等が、次の事業を行う公共的団体等に対して当該事業費を補助する場合においては、補助の対象となる経費） 1　北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定のための事業 (1)　北方領土隣接地域の特性に即した基幹的な産業の振興に資するための事業 (2)　教育施設、文化施設、生活環境施設及び厚生施設の整備に関する事業 2　北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての世論の啓発に関する事業 3　北方地域元居住者の援護等に関する事業 (1)　北方地域元居住者がその能力に適合した職業に就くことができるようにするための技能研修及び知識の習得その他その生活の安定及び福祉の増進を図るための事業 (2)　北方地域元居住者が北方領土問題の解決のための諸施策の推進を図る上において特別の地位にあることについての認識を深めるのに資する事業	北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定のための事業にあっては、３分の２以内 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての世論の啓発に関する事業にあっては、10分の9.5以内 北方地域元居住者の援護等に関する事業にあっては、10分の9.9以内	総務第２号様式 （大会等の開催にあっては総務第３号様式、施設等の整備にあっては総務第５号様式） 総務第６号様式 総務第７号様式 総務第８号様式 総務第19号様式 （申請者が市町である場合を除く。） 別に指示する様式	総務第２号様式 （大会等の開催にあっては総務第３号様式、施設等の整備にあっては総務第５号様式） 総務第17号様式 総務第18号様式	提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提出先　市町又は若しくは２若しくは３の行う事業を室振興局管内の団体等は土対根室地域本部、上記以外の公共的団体等は北方領土対策本部	北方領土対策本部根室地域本部長 （市町又は２の根室内体業若しくは３の行う事業を行う公共的団体等に係る事業振興局の事に限る。）	助経による事係助、事係町地がさ場、債当後町）減た交るで 補象欄げのに補は独に市担(債当るは方充た市担軽るにすのる。 対費掲１業る金単業る負方充れ合地をしの負をすめ付もある。

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
37　千島歯舞諸島居住者連盟事業 　北方領土の早期返還を図るとともに千島並びに北方地域の元居住者等に対する援護等の充実を図ることにより、北方領土問題及びこれに関連する諸問題の解決を促進するため、予算の範囲内で補助する。	公益社団法人千島歯舞諸島居住者連盟	千島歯舞諸島居住者連盟の次に掲げる事業実施に要する経費 （事業） 1　北方領土返還要求運動に関する事業 2　北方領土に関連する諸問題の解決促進に関する事業 3　北方地域元居住者等の援護対策の推進に関する事業 4　千島会館の管理運営に関する事業 （経費） 1　給料、職員手当等 2　共済費、退職共済費 3　賃金 4　報償費 5　旅費 6　交際費 7　需用費 8　役務費 9　委託料 10　使用料及び賃借料 11　備品購入費 12　負担金、補助及び交付金 13　公課費 14　その他知事が必要かつ適当と認めるもの	10分の10以内	総務第２号様式 総務第６号様式 総務第７号様式 総務第８号様式 総務第19号様式 別に指示する様式	総務第２号様式 総務第17号様式 総務第18号様式	提出部数　１部 提出期限 令和７年４月３日 提出先　総務部北方領土対策本部北方領土対策課		
38　北方四島交流推進事業 　北方領土問題の解決に寄与することを目的に北方四島住民との交流を図るため、予算の範囲内で補助する。	公益社団法人北方領土復帰期成同盟	北方領土復帰期成同盟が実施する北方四島交流事業に要する経費 1　給料 2　諸手当 3　共済費 4　報償費 5　旅費 6　需用費 7　役務費 8　委託料 9　使用料及び賃借料 10　その他知事が必要かつ適当と認めるもの	10分の10以内	総務第２号様式 総務第６号様式 総務第７号様式 総務第８号様式 総務第19号様式 別に指示する様式	総務第２号様式 総務第17号様式 総務第18号様式	提出部数　１部 提出期限 令和７年４月３日 提出先　総務部北方領土対策本部北方領土対策課		
39　北方領土返還要求北海道・東北国民大会開催事業 　北方領土の早期返還実現に向けての国民世論の結集と高揚を図るため、北海道と東北六県が一体となって開催する北方領土返還要求北海道・東北国民大会の開催に要する経費について、予算の範囲内で補助する。	北方領土返還要求北海道・東北国民大会実行委員会	北方領土返還要求北海道・東北国民大会開催に要する経費 1　報償費 2　旅費 3　需用費 4　役務費 5　委託料 6　使用料及び賃借料 7　その他知事が必要かつ適当と認めるもの	10分の10以内	総務第３号様式 総務第６号様式 総務第７号様式 総務第８号様式 総務第19号様式 別に指示する様式	総務第３号様式 総務第17号様式 総務第18号様式	提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提出先　総務部北方領土対策本部北方領土対策課		

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
40　北方領土隣接地域振興等事業（北方領土隣接地域振興等事業推進費補助金） 　北方領土隣接地域における魅力ある地域社会の形成に係る施策の推進を図るため、予算の範囲内で補助する。	根室振興局管内の市町（当該市町によって構成される一部事務組合等も含む。）	次に掲げる事業に要する経費（用地取得に要する経費を除く。） １　活力ある地域経済の展開に向けた取組（農水産物の需要拡大及び農水産物の付加価値向上に資する事業） (1)　農水産物消費拡大推進事業 (2)　農水産物高付加価値化推進事業 ２　地域の資源を活かした交流・関係人口の拡大に向けた取組（北方領土の交流拠点の整備並びに地域の魅力を活用した広域周遊観光ルートづくり及び関係人口拡大のための環境整備に資する事業） (1)　四島交流拠点活力向上事業 (2)　周遊観光地域づくり事業 (3)　関係人口拡大推進事業 ３　ゆとりと安心の実感できる地域社会の形成に向けた取組（地域の医療を支える遠隔医療及び救急医療に資する事業） (1)　遠隔医療支援事業 (2)　救急医療用ヘリコプター臨時離着陸場設備整備事業 ４　社会・経済の安定的な発展の基盤の形成に向けた取組（地域の地震・津波防災対策の推進に資する事業） (1)　地域地震・津波防災力向上支援事業	２分の１以内	総務第２号様式（施設等の整備にあっては総務第５号様式） 総務第６号様式 総務第７号様式 総務第８号様式 別に指示する様式	総務第２号様式（施設等の整備にあっては総務第５号様式） 総務第17号様式 総務第18号様式	提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提 出 先　北方領土対策根室地域本部	北方領土対策根室地域本部長	
41　北方領土隣接地域振興等事業（北方領土隣接地域振興加速化補助金） 　北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和57年法律第85号）第6条の規定に基づいて策定した「第９期北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画」(以下「第９期振興計画」という。）の着実な推進と地域課題への対応を図るため、予算の範囲内で補助する。	根室振興局管内の市町（当該市町によって構成される一部事務組合等を含む。）又は営利を目的としない団体	１に掲げる事業に要する２に掲げる経費 １　対象事業 　第９期振興計画に基づき市町等が実施する重点施策に係る事業とする。ただし、同計画の第４章「計画の推進体制」の２に規定する「重点施策に係る実施計画」に位置付けられた事業とする。 ２　対象経費 　共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費及び修繕料に限る。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、負担金、補助及び交付金	２分の１以内	総務第２号様式（大会等の開催にあっては総務第３号様式、施設等の整備にあっては総務第５号様式） 総務第６号様式 総務第７号様式 総務第８号様式 総務第19号様式（申請者が市町である場合を除く。） 別に指示する様式	総務第２号様式（大会等の開催にあっては総務第３号様式、施設等の整備にあっては総務第５号様式） 総務第17号様式 総務第18号様式	提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提出先　北方領土対策根室地域本部	北方領土対策根室地域本部長	